平成２８年（フ）第４３３８号
大阪市淀川区東三国６丁目13番９号　ギャレグラニティ　703号
破産者　奥村　　健
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８６３号
大阪府交野市藤が尾２丁目12番30号
破産者　前田　英希
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９５９号
大阪市淀川区新北野２丁目12番24号
破産者　にしきや寿司こと　細見　　強
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０３１号
愛媛県今治市上浦町井口5733番地１、前住所兵庫県尼崎市武庫之荘２丁目６番３―303号
破産者　萩原　孝守
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２３５号
大阪市都島区東野田町３丁目13番24―209号
破産者　新山　郁雄
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２３９号
大阪府東大阪市六万寺町１丁目10番51号
破産者　片岡　美幸
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２５８号
大阪市淀川区新北野１丁目14番７―402号
破産者　岩﨑　雅美
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７号
兵庫県宝塚市川面４丁目１番66―202号
破産者　古川　征道
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１３８号
兵庫県西宮市瓦林町18番19号
破産者　畑　貴代美
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第９５号
鳥取県西伯郡大山町稲光58番地
破産者　水野　耕一
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第１５４号
北九州市八幡西区香月西４丁目２番11―204号、前住所福岡県古賀市今の庄３丁目19番18号
破産者　稲村　国雄
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１７７号
北九州市門司区吉志３丁目６番20―302号
破産者　江藤　隆文
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第８５号
熊本市東区月出６丁目４番１―405号　月出団地１Ｃ―１、前住所熊本市東区戸島西１丁目６番58号　Ｍ．Ｙハイツ202号
破産者　津田多美子
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１１９号
熊本市東区新南部３丁目３番32号　リバティ東海11
破産者　小泉　浩人
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３１４号
鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦2444番地６
破産者　谷山　　滉
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１０８号
鹿児島県鹿児島市中山町4852番地５
破産者　兒島　宏和
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１０９号
鹿児島県鹿児島市中山町4852番地５
破産者　兒島　明美
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２６号
青森県八戸市江陽５丁目20番２号
破産者　小笠原キヨ子
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第８０号
岩手県大船渡市三陸町吉浜字沖田96番地４
破産者　木川田了摩
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部